

## 指定地方公共機関の指定等について

### 1 平成 25 年 9 月 3 日に指定した機関

27 機関（別紙のとおり）

### 2 今後指定を予定している機関

新型インフルエンザ等の入院患者を受け入れる指定公共機関、公立病院以外の病院  
今後、保健福祉事務所を中心に、二次医療圏ごとの新型インフルエンザ等に関する医療体制の整備を図っていく予定であり、その体制の中で入院患者を受入れる病院を指定する予定。

### 3 業務計画の作成支援

(1) 指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等対策の内容、実施方法、体制等に関する業務計画を作成し、県知事に報告しなければならない。

#### <業務計画の内容>

- 1 新型インフルエンザ等対策の内容及び実施方法
- 2 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制
- 3 新型インフルエンザ等対策実施に関する関係機関との連携
- 4 その他、新型インフルエンザ等対策実施に関し必要な事項

(2) 業務計画は、県行動計画に基づき作成することになっている。

(3) 県行動計画作成後、指定地方公共機関に対して、業務計画作成の留意事項を示すなどの作成支援を行う。

(別紙)

分野	指定地方公共機関の名称
医療関係団体 (4)	一般社団法人長野県医師会
	一般社団法人長野県歯科医師会
	一般社団法人長野県薬剤師会
	公益社団法人長野県看護協会
医薬品卸業(1)	長野県医薬品卸協同組合
ガス事業者 (8)	帝石パイプライン株式会社
	松本ガス株式会社
	上田ガス株式会社
	諏訪瓦斯株式会社
	大町ガス株式会社
	信州ガス株式会社
	長野都市ガス株式会社
	一般社団法人長野県LPガス協会
鉄道事業者 旅客自動車運送事業者 (13)	しなの鉄道株式会社
	長野電鉄株式会社
	上田電鉄株式会社
	アルピコ交通株式会社
	長電バス株式会社
	千曲バス株式会社
	信南交通株式会社
	伊那バス株式会社
	おんたけ交通株式会社
	草軽交通株式会社
	株式会社関電アメニックス
	上田バス株式会社
	公益社団法人長野県バス協会
貨物運送事業者(1)	公益社団法人長野県トラック協会